

令和8年度 居宅介護支援事業所集団指導

～運営指導の実施と主な指摘事項について～

松本市健康福祉部福祉政策課

小田 将弘

本日の内容

- 1 介護保険法における指導と監査
- 2 運営指導の流れ
- 3 運営指導での主な指摘事項
- 4 まとめ

本日の内容

- 1 介護保険法における指導と監査
- 2 運営指導の流れ
- 3 運営指導での主な指摘事項
- 4 まとめ

はじめに

ある日、事業所宛に、〇月〇日に運営指導を行う旨の通知が松本市福祉政策課から届きました。

皆さんはどんな気持ちになりますか・・・？

- ・ 何を聞かれるだろう（何を見られるんだろう）。
- ・ 当日までに何を用意すればいいのかわからない。
- ・ 人員基準や運営基準、加算について説明できるだろうか。
- ・ 指導当日まで落ち着かない。不安。
- ・ 報酬の返還や行政処分になったらどうしよう。

私たちが行う運営指導は、
『事業所支援』の立場で行っています

I 介護保険法における指導と監査

Q なぜ、「指導監督」が必要なのか

介護サービス事業所や施設に対する「指導監督」は、介護保険法の目的を達成するために行う。

介護保険の目的

高齢者の尊厳の保持

自立した日常生活

介護保険法（平成9年法律第123号）

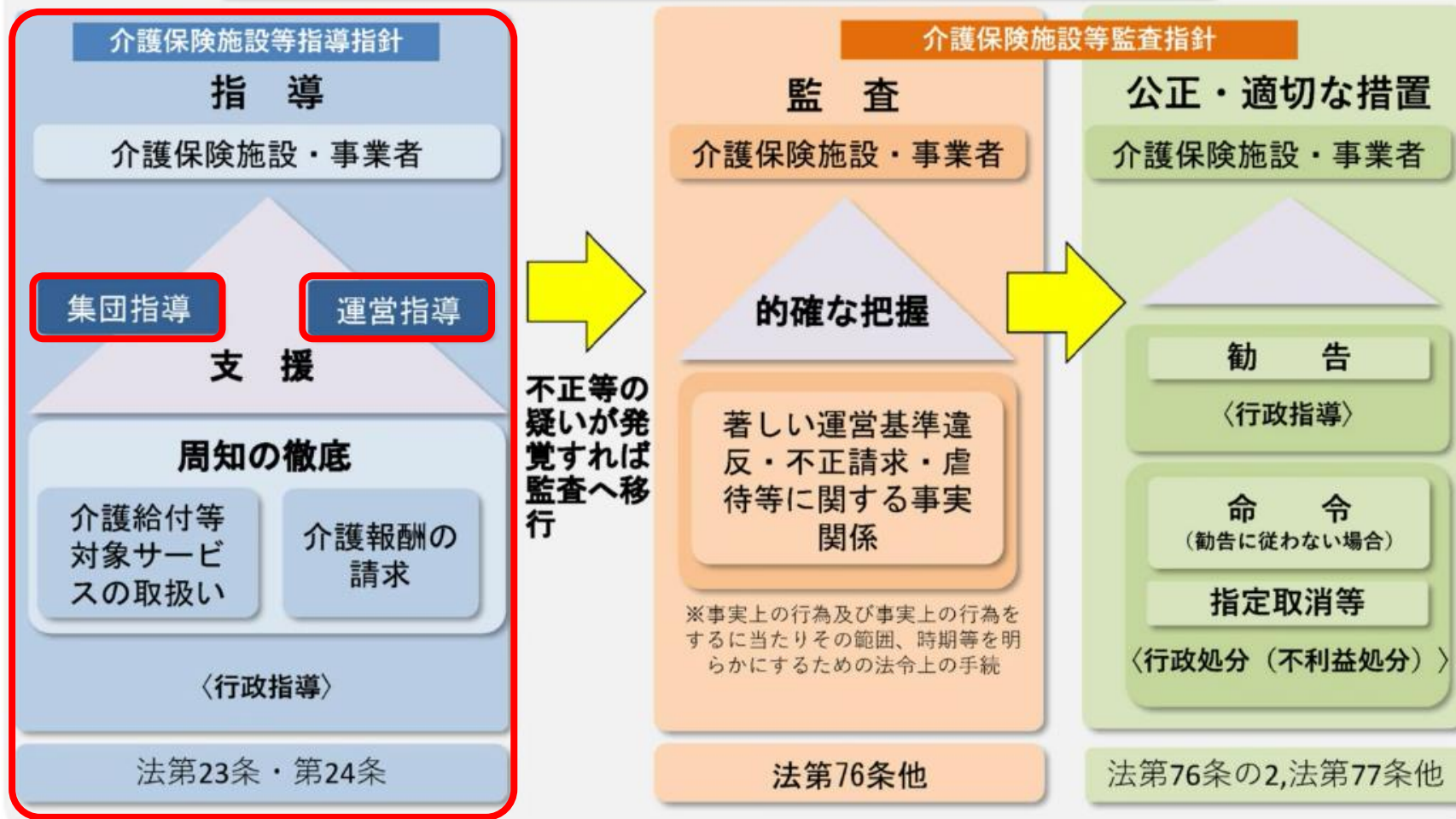
第一条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持**し、その有する能力に応じ**自立した日常生活**を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

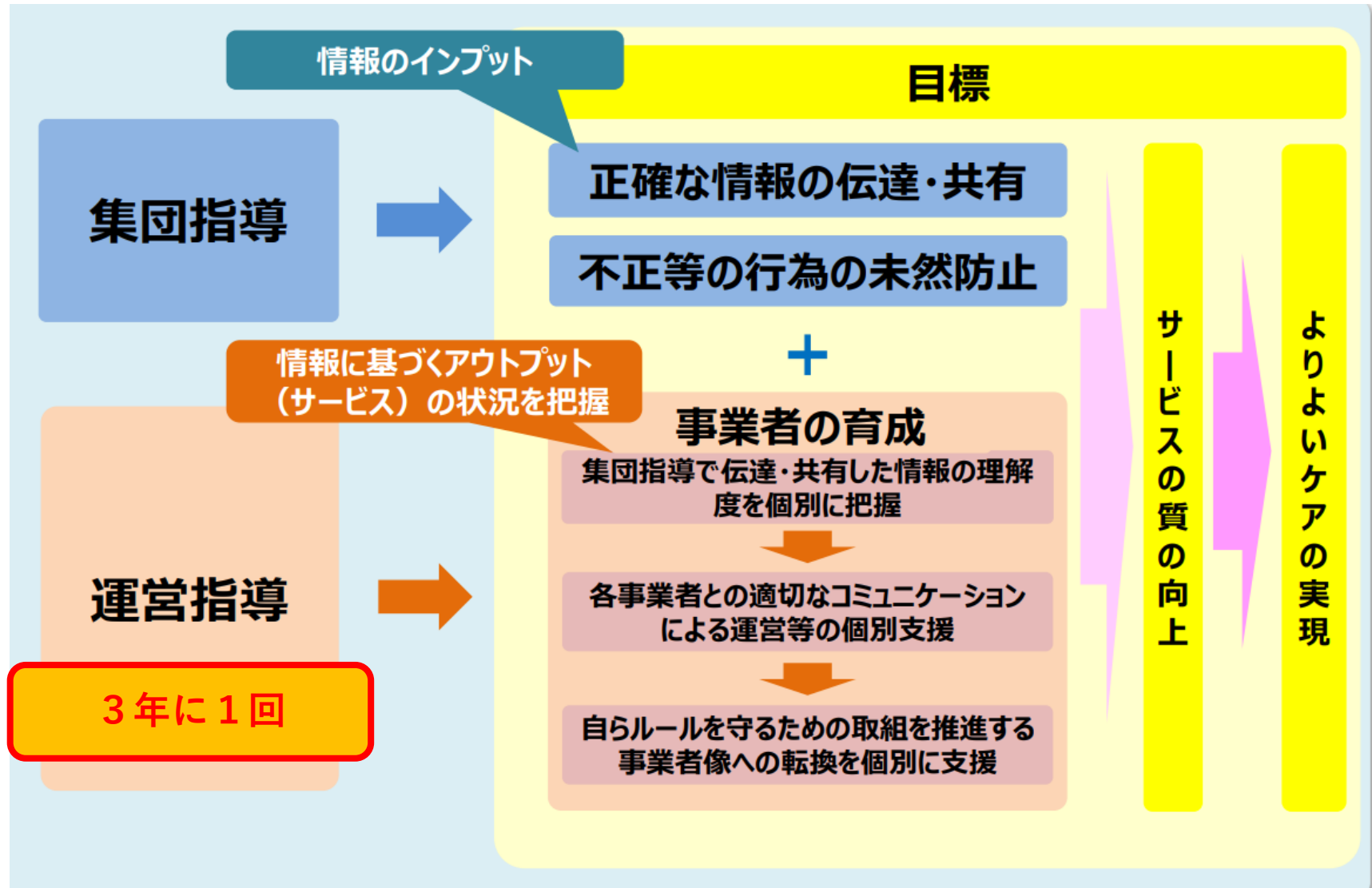
I 介護保険法における指導と監査

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保・法令等に基づく適正な事業実施

介護給付等対象サービスの質の確保 **+** 保険給付の適正化



1-2 指導の目的



本日の内容

1 介護保険法における指導と監査

2 運営指導の流れ

3 運営指導での主な指摘事項

4 まとめ

2-1 運営指導当日までの流れ

(1) 予定通知の送付

年度初めに実施対象事業所に対して通知を送付します。

(2) 実施通知の送付

具体的な日時は、運営指導の1か月前までに通知を送付します。

(3) 自己点検

市のホームページにサービスごとの自己点検表を掲載していますので、事前にダウンロードし、自主点検を行ってください。

(4) 書類の提出

事前提出を求めている書類を提出してください。

※指導当日の1週間前まで

ア 自己点検表（指定基準編・介護報酬編）

イ 勤務の体制及び勤務形態一覧表（勤務表）

2-1 運営指導当日までの流れ

【自己点検表（指定基準編）】

【自己点検表（介護報酬編）】

【指定基準編】介護サービス事業者自己点検表 (兼事前提出資料) 居 宅 介 護 支 援

居宅介護支援

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地			
電話番号			
FAX 番号			
e-mail			
法人の名称			
法人の代表者名			
管理者名			
主な記入者 職・氏			
記入年月日 (実地指導日)			

営業日			
営業時間			
月別計画作成者数 (実地指導月の前3月分を記入)	要介護	3月前	
	要支援	※	
月別職員常勤換算数			

※ 要支援の人数につきましては、
まない総合事業等のサービスで

居宅介護支援				
項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
第1 基本方針				
1 基本方針	① 居宅介護支援とはどのようなものか、その目的や役割を明確にし、その役割を担うべき人材の育成を図ることを目的とする。 ② 利用者のニーズや状況、その変化に合わせた対応、利用者の生活の向上、居宅介護支援サービスの向上を図ることを目的とする。 ③ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の生活の向上を図ることを目的とし、居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の生活の向上を図ることを目的とする。 ④ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の生活の向上を図ることを目的とし、居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の生活の向上を図ることを目的とする。	①-1-1 基本方針 ①-1-2 基本方針 ①-1-3 基本方針 ①-1-4 基本方針 ①-1-5 基本方針	①-1-1 基本方針 ①-1-2 基本方針 ①-1-3 基本方針 ①-1-4 基本方針 ①-1-5 基本方針	①-1-1 基本方針 ①-1-2 基本方針 ①-1-3 基本方針 ①-1-4 基本方針 ①-1-5 基本方針
第2 人員に関する基準				
2 人員に関する基準	① 事業所に必要とされる介護職員を1人以上確保している。 ② 介護職員は、介護職員として必要な知識、技能、態度を有している。 ③ 介護職員は、介護職員として必要な知識、技能、態度を有している。 ④ 介護職員は、介護職員として必要な知識、技能、態度を有している。	②-1-1 人員に関する基準 ②-1-2 人員に関する基準 ②-1-3 人員に関する基準 ②-1-4 人員に関する基準 ②-1-5 人員に関する基準	②-1-1 人員に関する基準 ②-1-2 人員に関する基準 ②-1-3 人員に関する基準 ②-1-4 人員に関する基準 ②-1-5 人員に関する基準	②-1-1 人員に関する基準 ②-1-2 人員に関する基準 ②-1-3 人員に関する基準 ②-1-4 人員に関する基準 ②-1-5 人員に関する基準

【介護報酬編】介護サービス事業者自己点検表 (兼事前提出資料) 居宅介護支援費 (R6.4月改定版)

事業所名: _____

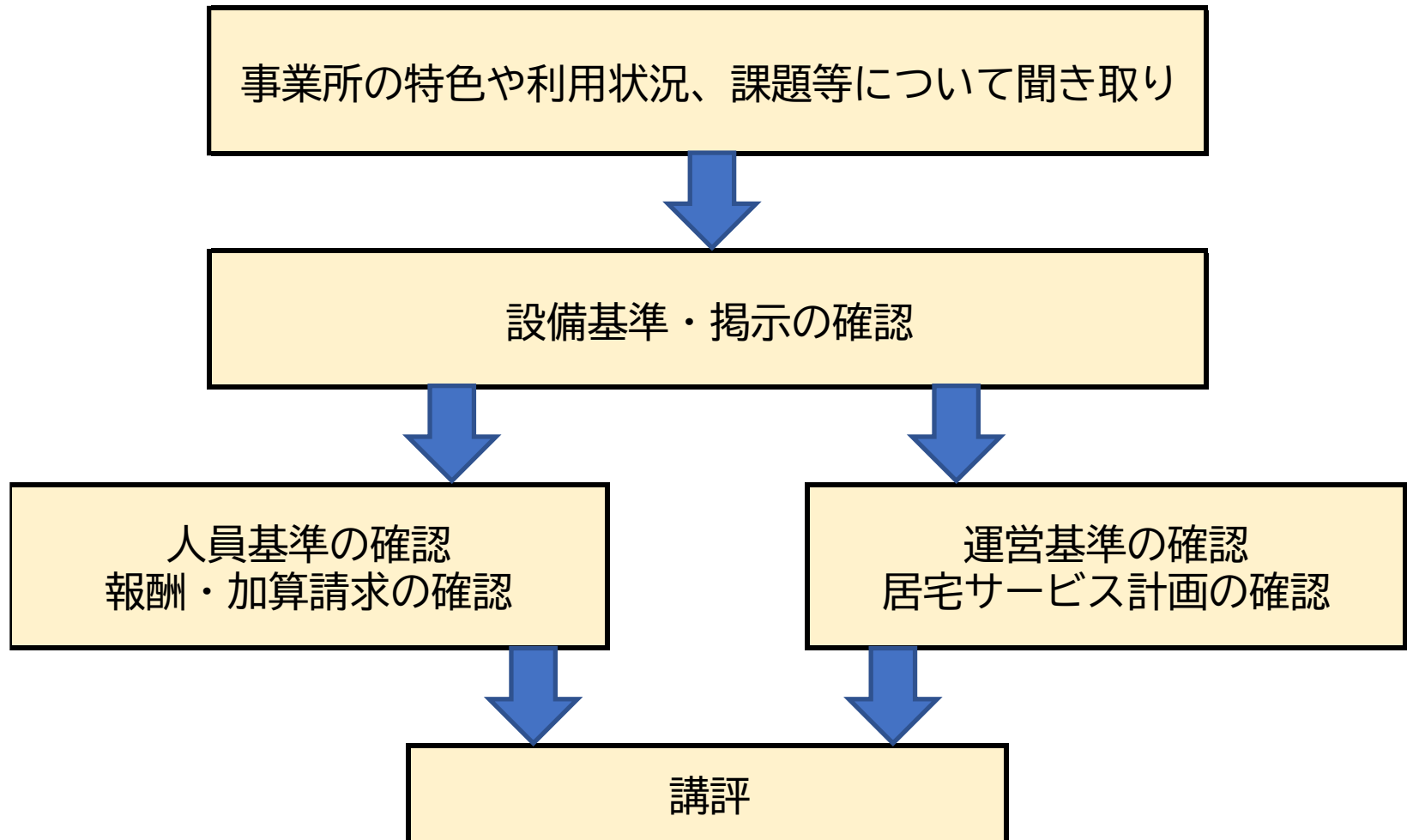
※過去1年程度(改正があった場合は、その施行日又は適用日まで)を振り返って、算定した加算・減算の要件を満たしているか点検してください。
※点検結果の口をチェックを記入するか、又は塗りつぶして(■)ください。
※実地指導の事前書類として提出する場合、算定していない加算については削除していただいてもかまいません。

点検項目	点検事項	点検結果	備考
運営基準算 ※①～⑩のいずれかに	①利用者は複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができることについて、利用者又はその家族に対して、あらかじめ説明を行う ②居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、利用者又はその家族に対して、文書を交付して説明を行う ③居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、利用者の原宅を訪問し、利用者及び家族への面接の実施 ④居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、サービス担当者会議の開催等 ⑤居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付 ⑥居宅サービス計画を新規に作成した場合のサービス担当者会議等の開催 ⑦要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合のサービス担当者会議等の開催 ⑧要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合のサービス担当者会議等の開催 ⑨モニタリングを次のいずれかの方法で実施している	□ 実施 □ 実施 □ 実施 □ 開催している □ 交付している □ 開催している □ 開催している □ 開催している □ 実施	112のいずれかにチェックが付いていること

各種基準に係る自己点検の際にご活用ください。

2-2 運営指導当日の流れ

指導当日は、運営指導の担当者が、事業所・施設を訪問し、管理者をはじめ、職員からの聞き取りや記録等の書類の閲覧により、普段の運営の状況を確認します。



本日の内容

- 1 介護保険法における指導と監査
- 2 運営指導の流れ
- 3 運営指導での主な指摘事項**
- 4 まとめ

3 運営指導での主な指摘事項①

【全サービス共通】

指導事項	【運営規程】 運営規程が変更されていたが、市高齢福祉課に変更届が提出されていなかった。
根拠等	介護保険法第82条第1項、介護保険法施行規則第133条
ポイント	次の事項に変更があった場合は、10日以内に松本市健康福祉部高齢福祉課へ変更内容を届け出てください。 ・事業所の名称及び所在地 ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・申請者の登記事項証明書又は条例等 ・事業所の平面図並びに設備及び備品の概要 ・利用者の推定数 ・次号所の管理者の氏名、生年月日及び住所・ ・<u>運営規程</u> ・指定居宅サービス等基準第五十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容

3 運営指導での主な指摘事項②

【全サービス共通】

指導事項	【勤務体制の確保】 勤務表について、介護支援専門員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確に記載がなかった。
根拠等	居宅介護支援基準条例第22条、居宅介護支援解釈通知第2の3の(4)
ポイント	居宅介護支援事業所は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならないとされています。各月ごとに勤務体制が適切に確保されているか勤務表し、確認をお願いします。

3 運営指導での主な指摘事項③

指導事項

【委員会の開催・周知】

感染症の予防及びまん延の防止や虐待防止等の委員会の開催が確認できなかった。

委員会の結果について、介護支援専門員に周知徹底がされていなかった。

【研修・訓練の実施】

感染症の予防及びまん延の防止、業務継続計画、虐待の防止のための従業者への研修や訓練の実施が確認できなかった。

各種研修・訓練の開催について議事録等が確認できなかった。

ポイント

基準上、委員会や研修・訓練の実施が求められている項目については、開催頻度を確認の上実施してください

基準項目			基準項目		
居宅介護支援			居宅介護支援		
身体拘束廃止	3要件の検討 4項目の記録	【減算なし】必須	事故防止対策	指針の整備	望ましい
	委員会設置			委員会の開催	
	指針の整備			研修実施	
	研修実施			担当者配置	
業務継続計画	計画の策定	【減算】 必須	虐待防止	委員会の開催	【減算】 定期的
	研修の実施	年1回以上 +別に新採時望ましい		指針の整備	【減算】 必須
	訓練の実施	年1回以上		研修の実施	【減算】 年1回以上 +新採時必ず
感染対策	委員会開催	6月に1回以上		担当者配置	【減算】 必須
	指針の整備	必須		運営規程に記載	必須
	研修の実施	年1回以上 +新採時望ましい			
	訓練の実施	年1回以上			

3 運営指導での主な指摘事項④

指導事項	【居宅サービス計画の交付】 介護支援専門員が、居宅サービス計画書を作成した際に、該当サービス事業担当者に対して当該サービス計画を交付していなかった。 （サービス事業所に運営指導を行った際に、居宅サービス計画が提供されていないケースが散見されている）
根拠等	居宅介護支援基準条例第16条第11項、居宅介護支援解釈通知第2の3の(8)の12
ポイント	「介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。」とされています。 居宅介護支援費の減算対象となるため、利用者だけでなくサービス事業担当者への交付も合わせてお願いします。

3 運営指導での主な指摘事項④

運営基準減算（居宅サービス計画の新規作成及びその変更）

居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。

- ① 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
- ② 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。）
- ③ 介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合。

3 運営指導での主な指摘事項⑤

指導事項	【サービス担当者会議】 サービス担当者会議の開催時期が、プラン開始後になっているケースが散見されたため、適切な時期に開催し、各サービス事業所等と利用者について情報共有してください。
根拠等	基準条例第16条第9号 解釈通知第2の3の(8)の10
ポイント	サービス担当者会議がケアプラン開始から1月以上遅れて開催した場合、居宅介護支援費の減算対象となるため注意してください。

運営基準減算（サービス担当者会議の開催）

次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

3 運営指導での主な指摘事項⑥

指導事項	【サービス担当者会議】 指定居宅サービス等の担当者が出席できない場合に、その理由、照会年月日、内容及び回答の記録がない事例が散見されたため、適正に記録してください。
根拠等	基準条例第16条第9号 解釈通知第2の3の(8)の10、老企第29号別紙I第4表
ポイント	当該会議において検討した項目について記載する。当該会議に出席できないサービス担当者がある場合には、その者に照会（依頼）した年月日、内容及び回答を記載する。また、サービス担当者会議を開催しない場合には、その理由を記載するとともに、サービス担当者の氏名、照会（依頼）年月日、照会（依頼）した内容及び回答を記載する。なお、サービス担当者会議を開催しない理由又はサービス担当者の氏名、照会（依頼）年月日若しくは照会（依頼）した内容及び回答について他の書類等により確認することができる場合は、本表への記載を省略して差し支えない。 （厚生労働省：居宅サービス計画書標準様式及び記載要領）

3 運営指導での主な指摘事項⑦

指導事項	【モニタリング】 ・モニタリングの記録について、居宅訪問日やモニタリングの内容が不明瞭となっているケースが散見されたため、明確となるようにしてください。 ・目標の達成度を記録していない事例が散見されたため、適切に記録してください。
根拠等	居宅介護支援基準条例第16条第1項第13号・第15号、居宅介護支援解釈通知第2の3の(8)の⑭
ポイント	モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載する。 なお、モニタリングを通じて把握した内容について、モニタリングシート等を活用している場合については、例えば、「モニタリングシート等（別紙）参照」等と記載して差し支えない。（重複記載は不要）ただし、「（別紙）参照」については、多用することは避け、その場合、本表に概要をわかるように記載しておくことが望ましい。 ※ モニタリングシート等を別途作成していない場合は本表への記載でも可。 （厚生労働省：居宅サービス計画書標準様式及び記載要領）

3 運営指導での主な指摘事項⑧

指導事項	【特定事業所加算】 ・利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達を目的とした会議の記録が確認できない。 ・研修計画を定めていない介護支援専門員がいた。 ・介護支援専門員について、個別具体的な研修目標が設定されていない。 ・研修内容、実施時期等を定めた計画が次年度が始まる前に作成されていない。 ・管理者が、介護支援専門員の研修達成状況について、適宜、確認し、必要に応じた改善措置を講じていなかった。
根拠等	算定基準告示別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のハ
ポイント	特定事業所加算の要件については、指導監査の重点確認項目となっています。 算定している事業所様は今一度、要件等について確認をお願いいたします。

本日の内容

- 1 介護保険法における指導と監査
- 2 運営指導の流れ
- 3 運営指導での主な指摘事項
- 4 まとめ

4 まとめ

本日お伝えした指導の流れや指摘事項は、単なる運営上のチェック項目ではなく、サービスの質の向上、よりよいケアを実現するための“道し標”です。

皆様一人ひとりの現場での実践が、利用者の笑顔と信頼につながります。今後も相互に情報共有しながら、より良い介護サービスの実現を目指していきましょう。

**本日の内容は以上です。
ありがとうございました。**

松本市健康福祉部福祉政策課 小田 将弘